提出日：令和　年　　月　　日

**令和６年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金要望調査票**

調査票の必要箇所に記入の上、期限までに提出先まで提出してください。

**１　事業者情報**　※調査票を提出される方は全ての項目について記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 共①　事業主体名  ※　法人名、屋号等 |  |
| 共②　代表者職氏名及び連絡先  ※　役職名・氏名及び連絡先を記入してください。 | 役職：  氏名：  電話番号：  メール： |
| 共③　担当者職氏名及び連絡先  ※　代表者以外の方への連絡等を希望する場合に、記入してください。 | 役職：  氏名：  電話番号：  メール： |
| 共④　所在地  ※　事業実施場所が異なる場合はその市町村名も併せて記載してください。 | 所在地： |
| 共⑤　要望する事業の種類  ※「２ 事業内容」の(1)～(3)のうち、該当するもの全てにチェックしてください。 | □(1)農山漁村発イノベーションサポート事業  □(2)農山漁村発イノベーション推進支援事業  □(3)農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型） |

※　メールアドレスは、必要書類の送付等にも使用します。添付ファイル（マイクロソフトオフィスファイル（主にワード、エクセル文書）、ＰＤＦファイル、又はそれらのファイルをzip形式で圧縮したもの）の内容が確認できるパソコンなどのアドレスを記入することを推奨します。

なお、メールアドレスをお持ちでない場合やパソコンでの作業をすることが困難な場合には別途ご相談ください。

※　この後、要望する事業の種類により、  
「(1)農山漁村発イノベーションサポート事業」を要望される方は２（１）  
「(2)農山漁村発イノベーション推進支援事業」を要望される方は２（２）  
「(3)農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）」を要望される方は２（３）  
の各項目について記入してください。

なお、複数の事業を合わせて要望される方はそれぞれの事業に応じて必要な箇所を記入してください。  
　また、記載に当たって、行数が足りない場合などは、適宜追加いただくか、別葉でリストを添付してください。

**２　事業内容**　※要望する事業に係る項目について記載してください。

**（１）　農山漁村発イノベーションサポート事業**（要望できるのは市町村に限ります。）

|  |  |
| --- | --- |
| サ①　事業メニュー  ※該当する事業にチェックしてください。  ※事業内容については、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（以下「実施要領」という。））の別記２―２を参照してください。 | □１　農山漁村発イノベーション等に関する戦略の策定  □２　市町村戦略に基づく農山漁村発イノベーション事業体と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会の開催  □３　人材育成研修会の開催 |
| サ②　事業概要  ※実施予定の事業の内容を具体的に記入してください。 |  |
| サ③　市町村協議会の有無  ※市町村協議会については、実施要領の別記２－２第２の３を参照してください。 | □１　設置済み（　　　　年　　月策定）  □２　設置予定　（　　　　年　　月策定予定）  □３　未設置  ※要望内容に協議会の設置を含む場合は、設置予定としてください。 |
| サ④　市町村戦略策定の有無  ※市町村戦略については、実施要領の第２－２第２の３を参照してください。  ※事業メニュー２又は３を実施できるのは市町村戦略が既に策定されている場合に限ります。 | □１　策定済み　（　　　　年　　月策定）  □２　策定予定　（　　　　年　　月策定予定）  □３　未策定  ※要望内容に市町村戦略の策定を含む場合は、策定予定としてください。 |
| サ⑤　総事業費  ※補助金額を含む事業費の総額です。  ※対象となる経費は、実施要領の別記２－２別表１をご確認ください。 | 円 |

**（２）農山漁村発イノベーション推進支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 支①　事業メニュー  ※　補助の対象になる事業の一覧です。該当する事業にチェックしてください。（複数回答可）  ※　各事業の具体的な実施内容は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（以下「実施要領」という。）の別記２－１の別表１を参照してください。 | □１　２次・３次産業と連携した加工・直売の推進 ・　新たなメニュー・新商品等の開発　など  □２　新商品開発・販路開拓の実施 ・　新商品の開発 ・　成分分析、パッケージデザイン等 ・　販路開拓の実施（商談会への出展等）　など  □３　直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 ・　運営体制強化や経営改善のための研修会等の実施 ・　インバウンド需要向けの新商品開発 ・　観光事業者とのツアー、料理講習会の実施　など  □４　多様な地域資源を新分野で活用する取組 ・　運地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るた 　め、農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略の 　策定　など  □５　多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進 |
| 支②　事業の概要  ※　導入する作物や開発予定の新商品、その他取組みの概要を具体的に記入してください。 |  |
| 支③　地域要件  ※　要領の定める地域において生産された、農林水産物及びこれを原料として製造された加工品を活用する事業であることが必要です。  ※　事業実施に関係する場所（農林水産物等の生産された場所、その他この事業に関連する施設など）の所在地・利用目的を全て記載してください。  ※　事業を実施する場所の地域要件の区分については、別記を参照の上、該当するもの全てに、番号で記載してください。 | １　原材料となる農林水産物等の生産される場所  (1)　住所（もしくは所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 農林水産物等名　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　地域要件：　　　　　に該当  (2)　住所（もしくは所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 農林水産物等名　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　地域要件：　　　　　に該当  (3)　住所（もしくは所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 農林水産物等名　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　地域要件：　　　　　に該当  ２　その他この事業に関連する施設等の所在地  (1)　住所（もしくは所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 利用目的：　加工場　・　事務所　・　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 地域要件：　　　　　　　　　　に該当　（該当する場合）  (2)　住所（もしくは所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 利用目的：　加工場　・　事務所　・　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 地域要件：　　　　　　　　　　に該当　（該当する場合）  (3)　住所（もしくは所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 利用目的：　加工場　・　事務所　・　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 地域要件：　　　　　　　　　　に該当　（該当する場合） |
| 支④　事業実施のために連携する事業者（予定を含む。）  ※　農林漁業者等を含む３者以上の連携した取組みであることが必要です。  ※　申請予定者以外に連携を予定している事業者、機関等について、すべて記入してください。 | １　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地）  ２　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地）  ３　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地）  ４　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地）  ５　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地） |
| 支⑤　総事業費  ※対象となる経費は、実施要領の別記２－１第6をご確認ください。  ※　借入や他の助成金（他の補助金や市町村の補助金など。）がある場合は、その金額もそれぞれ記入してください。 | 総事業費 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  そのうち  ・借入（予定）額  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  ・借入先（借入手続き中の金融機関等）  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・本補助金以外に受ける助成金等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  （助成金の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （助成予定者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （市町村　・　国の機関　・　その他の団体） |
| 支⑦　補助金の要望額  (補助対象経費費×補助率)  ※　補助率は1/2以内又は定額（事業メニュー５の事業のみ）（いずれも上限500万円）です。 | 補助金要望額   　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

**（３）農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）**

|  |  |
| --- | --- |
| 整①　事業メニュー  ※　補助の対象になる事業の一覧です。該当する事業にチェックしてください。（複数回答可）  ※　各事業の具体的な内容は、要領別記２-３の別表を参照してください。 | １　農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設  □(1)　農林水産物等の集出荷のために必要な施設  □(2)　農林水産物等の処理・加工のために必要な施設  □(3)　農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設  □(4)　農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図　る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設  □(5)　捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設  □(6)　収穫後用病害虫防除のために必要な施設  □(7)　未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販　売等施設へ供給するために必要な施設  □(8)　（１）から(7)の附帯施設  ２　総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設  □(1)　簡易土地基盤整備  □(2)　農業用水のために必要な施設  □(3)　営農飲雑用水のために必要な施設  □(4)　農林水産物等の生産に必要な施設  □(5)　乾燥調製貯蔵のために必要な施設  □(6)　育苗のために必要な施設  □(7)　水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設  □(8)　堆肥製造のために必要な施設  □(9)　新技術活用種苗等供給のために必要な施設  □(10)　特用林産物生産のために必要な施設  □(11)　農林水産物等運搬のために必要な施設  □(12)　未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設  □(13) (1)～(12)の附帯施設  ３　食品等の加工・販売のために必要な施設  □(1)　農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売　のために必要な施設、食材提供施設、農林水産物等の生産・加工体験施設  □(2)　(1)の附帯施設 |
| 整②　事業概要  ※　整備する施設・機器類やそこで生産する商品名、原料となる農水産物等、取組みの概要を具体的に記載してください。 |  |
| 整③　連携予定の事業者  ※　農林漁業者等を含む３者以上の連携が必要です。（連携規約・覚書等が必要です。）  ※　申請予定者以外に連携を予定している事業者、機関等についてすべて記載してください。 | １　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地）  ２　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地）  ３　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地）  ４　事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所（もしくは所在地） |
| 整④　「総合化事業計画」又は「農商工等連携事業計画」の認定申請の状況  ※　この補助事業を実施するためには、いずれかの認定を得ている、又は令和5年度中に認定を受ける見込みであることが必須です。 | １　「六次産業化・地産地消法」に基づく「総合化事業計画」又は「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の認定申請の手続き  □済　　　□予定（令和　　年　　月　　日頃申請）  ・申請手続き中の計画  （総合化事業計画　　農商工等連携事業計画） ※　該当するものに丸印を付けてください。  ・計画の申請手続き先  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２　認定  □済　　　□予定（令和　　年　　月　　日頃認定） |
| 整⑤　総事業費  ※　補助金額を含む事業費の総額です。対象となる経費は、実施要領の別記２－３第 １０をご確認ください。  ※　この補助金は実施要領の別記２－３第３の２の規定により、所定の機関から貸付等を受けることが必須です。  ※　借入金（予定額）及び他の助成金等（他の補助金や市町村の補助金など）の交付を受ける予定がある場合は、その金額等について記載してください。 | 総事業費 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  そのうち  ・借入（予定）額  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  ・借入先（借入手続き中の金融機関等）  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・本補助金以外に受ける助成金等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  （助成金の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （助成予定者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （市町村　・　国の機関　・　その他の団体） |
| 整⑥　補助金要望額  (補助対象事業費×補助率)  補助率は3/10または1/2以内（上限１億円又は２億円）です。 | 補助金要望額   　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

**３　注意事項**

(1)　本調査は、以下の要綱、要領に基づいて実施しています。

・　大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱

（平成２５年10月５日付け第1575号　令和４年７月８日最終改正）

・　農山漁村振興交付金交付等要綱

（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知、

最終改正令和５年４月１日付け４農振第3433号）

・　農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領

（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知、

最終改正令和５年４月１日付け４農振第3547号）

(2)　その他、別添「令和６年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金要望調査実施要領」の注意事項を十分にご確認くださるようにお願いします。なお、不明な事項がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

**４　問合せ・提出先**

大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課

産業連携グループ（担当：松嶋、西田）

〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府庁咲洲庁舎23階

電話：06-6210-9606（ダイヤルイン）

メールアドレス：ryutsutaisaku-g06@gbox.pref.osaka.lg.jp

**別記**

〇農山漁村発イノベーション推進支援事業」に係る地域要件【調査票　支④関係】

１　特定農山村地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域

２　振興山村

山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村

３　過疎地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（※）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。

４　半島振興対策実施地域

半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

５　離島振興対策実施地域

離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

６　沖縄地域

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第１号に規定する沖縄

７　奄美群島

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島

８　小笠原諸島

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定する小笠原諸島

９　特別豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

10　指定棚田地域

棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

11　旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

12　中山間地域

農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

13　農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域

14　漁業集落

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条第1項から第４項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落